

## 新座市空家バンク設置要綱

(平成30年3月12日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市内の空家を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家情報登録制度「新座市空家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し（建築する予定のものを含む。）、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

(空家バンクの登録の申込み等)

第4条 空家バンクの登録を受けようとする所有者等は、新座市空家バンク登録申込書（様式第1号）及び新座市空家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査の上、適切であると認めたときは新座市空家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、新座市空家バンク登録完了書（様式第3号）を申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空家バンクの登録を勧めることができる。

(空家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、新座市空家バンク登録変更届

書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した新座市空家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、登録台帳の登録を取り消すとともに、新座市空家バンク取消通知書（様式第6号）を物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を取り消されたものについては、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録をすることができるものとする。

- (1) 当該空家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から2年を経過したとき。
- (3) 新座市空家バンク取消願（様式第5号）の届出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録台帳に登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

（情報提供及び利用登録）

第7条 市長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定により情報提供を受けようとするときは、新座市空家バンク利用登録申込書（様式第7号）により市長に申し込むものとする。
- 3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容を審査の上、適切であると認めたときは新座市空家バンク利用登録台帳に登録し、新座市空家バンク利用登録完了書（様式第8号）により申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、新座市空家バンク利用登録変更届書（様式第9号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの利用登録を取り消すとともに、新座市空家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 新座市空家バンク利用登録取消願（様式第10号）の届出があったとき。

(5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録をした場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(空家バンク利用の申請要件)

第10条 空家バンクの情報を受け、空家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、新座市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(交渉の申込み及び通知)

第11条 交渉の申込みを希望する登録物件のある利用登録者は、新座市空家バンク物件交渉申込書（様式第12号）及び誓約書（様式第13号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の物件登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該物件登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者又はその代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者に回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との空家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、物件登録者は、市が媒介に関し協定を締結している公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部に対し、交渉を進めるための協力を依頼することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。